

令和8年度（2026年度）

西部環境工場焼鉄等選別業務委託（単価契約）

仕様書

1 委託業務名

令和8年度（2026年度）西部環境工場焼鉄等選別業務委託（単価契約）

2 目的

西部環境工場から発生する焼鉄等を選別し、扇田環境センターへの埋立量の低減を図るもの。

3 履行場所

熊本市西区城山薬師2丁目12番1号

4 履行期間等

(1) 履行期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

(2) 業務履行日及び作業時間

ア 業務履行日

業務履行日は原則として、履行期間のうち日曜日を除く日とする。

イ 作業時間

作業時間は準備および後片付けを含め、次の時間内とする。

(ア) 西部環境工場内

午前8時30分から午後5時15分まで

(場内への入場は午前7時30分から可能)

(イ) 扇田環境センター内

午前8時30分から午後4時30分まで

(ウ) その他

やむを得ない事由等により委託者が指示した場合、または受託者より委託者に申し出があり、委託者がこれを承認した場合、業務履行日及び作業時間の変更を行うことができるものとする。

5 本業務委託における用語の定義

- (1) 焼鉄等
西部環境工場から発生する焼却灰から篩い分けられた5センチ以上の物及び焼却灰から磁選機によって選別された鉄分からなり、若干の焼却灰が付着しているもの。
西部環境工場の鉄分ピット及び不適物ピットに保管されている。
- (2) 選別残渣
焼鉄等を本業務委託で選別した物のうち、再資源化が困難で扇田環境センターで埋立が必要なもの。
- (3) 有価物
焼鉄等を本業務委託で選別した物のうち、再資源化が可能なものの。

6 業務内容

- (1) 焼鉄等の運搬
 - ア 焼鉄等は西部環境工場運営業務受託者（株式会社エココミュニティくまもと、以下「SPC」という。）が、灰クレーンで積込みを行うため、受託者は運搬のみ行う。
 - イ 車両への積み込みについて SPC と連絡を綿密に行い、工場運営に支障をきたさないようにする。
 - ウ 積込み時に車体に付着した灰は飛散防止のため発車前に払い落としておく。
 - エ 運搬区間は以下のとおりとする。
【搬出元】 熊本市西区城山薬師2丁目12番1号 熊本市西部環境工場
【搬入先】 受託者の用意した選別・保管場所
- (2) 焼鉄等の計量
受託者は6-(1)により運搬した焼鉄等の計量を受託者の施設の計量設備（計量法に基づき適正に管理されたもの）で行うものとし、必要に応じて委託者及び受託者の立会いのもとで確認すること。
計量票は当該月分を整理の上、写しを実績報告書に添付し委託者に提出すること。
- (3) 焼鉄等の選別・選別残渣の保管
 - ア 焼鉄等を受託者の用意した選別場所において選別残渣と有価物に選別すること。
 - イ 搬入された焼鉄等に対し選別残渣の発生量は 20%以内を目安とする。
 - ウ 発生した選別残渣は西部環境工場の選別残渣であることが明確に分かるように専用の保管場所に保管し、他のものと混合しないように管理すること。
- (4) 選別残渣の運搬・荷下ろし
 - ア 選別残渣は、扇田環境センターへ運搬を行うこと。
本業務にて発生した選別残渣については減免による埋立とする。
 - イ 扇田環境センターの計量器で積載物の計量を行った後、同センター職員が指示する受入れ場所にて荷降ろしを行うこと。
荷下ろし後は荷台に付着物がないことを確認して速やかに退出すること。

- ウ 扇田環境センターでの計量の際は、委託者が支給する自動計量用カードを使用し、扇田環境センターが発行する計量票を受取ること。
- 計量票は当該月分を整理のうえ、写しを実績報告書に添付し委託者に提出すること。
- (5) 業務着手時に委託業務着手届及び現場責任者届を提出すること。
- (6) 実績報告書の作成及び提出を行うこと。
- (7) その他業務関連の事項と指示事項

7 業務要領

(1) 運搬計画等

- ア 焼鉄等の運搬・選別の予定数量は、「焼鉄等運搬・選別計画表」(別紙1)による。
- ただし運搬・選別数量は工場の運転計画変更、運転状態または故障等により変動するため、委託者は運搬・選別の予定数量に拘束されるものではなく、何ら責任を負わない。
- イ 受託者は契約後速やかに業務従事者届(様式第1号)、業務使用車両届(様式第2号)、運転免許証の写し(住所を黒塗りにしたもの)、車検証の写し、自動車保険(任意保険)の写し、使用車両の外観図(正面と横からの写真)、緊急連絡届(様式第3号)及び運搬経路図(様式自由)を委託者に提出し承認を得ること。
- ウ 1台あたりの積載量は、使用車両の法定積載量を遵守すること。
- エ 西部環境工場の鉄分ピットおよび不適物ピット(焼鉄等の保管場所)は、工場焼却炉運転に支障のないレベル以下で、かつ、可能な限り少ない保管量を保つためにSPCと綿密に連携を計ること。
- オ 荒天、風雪等の災害、その他緊急の理由により委託者より運行に係る特別な指示があった場合はこれに従うこと。

(2) 運搬車両

- ア 運搬車両は最大積載量8トン以上の深あおりダンプ及び土砂ダンプとし、積載物(焼却灰等)の飛散・流出等が生じないよう対策を行うこと。
- イ 運搬車両の寸法・重量等については施設側の計量装置に制限があるため、原則として、車両基準(別紙2)に適合すること。
- ウ 運搬車両については事前に委託者に届け出て承認を得ること。
- エ 運搬車両の事故・故障・その他不測の事態が発生した場合は速やかに委託者へ連絡する共に、受託者が責任を持ってその解決に努めること。併せて代替車両の運行等を行い業務に支障をきたさないよう努めること。また、遅滞なく事故状況報告書(様式第4号)を作成し委託者に提出すること。
- オ 本業務履行中は委託者が別途指示するステッカー等を運搬車両に常に掲示すること

と。

(3) 業務報告書等の作成

本業務の履行状況等を記載した実績報告書（様式第5号）、有価物買取単価報告書（様式第6号）および委託業務完了届を作成し、計量票の写しと併せて毎月の業務終了後9日以内に、最終月については当月末日までに、委託者に提出すること。

8 発生した有価物の取り扱いについて

有価物の所有権は、受託者の所有する施設で選別残渣と有価物に選別された時点で委託者から受託者に移転するものとし、同時に受託者は有価物買取料を委託者に納付する義務を負う。

(1) 有価物買取数量の算定方法

6-(2) および(4)において、それぞれ計量された焼鉄等の数量と選別残渣の数量の差を有価物買取数量とする。

(2) 有価物の買取単価

有価物 1トンあたりの買取単価は、選別業務を行った日が属する月に、一般財団法人建設物価調査会発行 月刊建設物価（以下「建設物価」という。）に掲載された「鉄スクラップ ヘビーH2」実勢価格に、有価物の価値を表す掛け率（C）を乗じて、算定するものとし、有価物買取単価報告書（様式第6号）によって、受託者が翌月9日までに委託者に報告する。

なお、履行開始月（4月）の有価物買取単価については、「建設物価」令和8年（2026年）4月号に掲載された「鉄スクラップ ヘビーH2」の実勢価格に、有価物の価値を乗じて得た金額とする。

$$A = B \times C \times D$$

A：1トンあたりの有価物買取単価[円]（消費税込み）（小数点以下切捨て）

B：1トンあたりの鉄スクラップヘビーH2の実勢価格（消費税抜き）

C：掛け率 =0.13

D:消費税相当分（×1.1）

※ （参考） 建設物価（2025年12月号）鉄スクラップヘビーH2 の掲載価格
￥33,500-

(3) 有価物買取料の算定方法及び納付方法

8-(1)で報告された数量に8-(2)に示した買取単価を乗じた額を有価物買取料（1円未満切捨て）とする。受託者は8-(2)により算定された買取料を委託者が発行する納入通知書により、指定日までに納付すること。

9 業務従事者及び運搬車両の承認取消

委託者は本業務従事者または運搬車両が業務履行につき著しく不適当と認めた場合、

その承認を取り消すことができる。

10 労務管理

受託者は本業務の重要性を十分に認識したうえで、業務従事者の労務管理について特に留意し、安全かつ円滑に業務を履行すること。また現場責任者を定めて労働災害防止と綿密な業務管理に努めるとともに、万一事故等が発生した場合、受託者が責任を持って対処すること。

11 経費の負担及び損害賠償責任

- (1) 本業務に使用する運搬車両その他業務に必要なものは本仕様書に特に指定しているものを除き、受託者が所有または借用したものを用いるものとし、維持管理は全て受託者の負担において責任を持って行うものとする。
- (2) 本業務に係る運搬車両の配備、運行、点検、整備、修理その他明示されていない消耗品等に要する一切の費用は受託者の負担とする。
- (3) 運搬車両の車庫については受託者の負担で本市施設外に用意・管理すること。
- (4) 焼鉄等の選別場所および選別残渣の保管場所については受託者の負担で本市の施設外に用意・管理すること。
- (5) 本業務において本市の施設、設備、機械器具等を損傷・滅失した場合、また、本市職員や第三者に対し人的・物的に損害を与えた場合は速やかに本市に報告し、その指示に従うとともに、受託者の責任で復旧または賠償すること。
- (6) 受託者は本業務に使用する車両について自己の負担により自動車保険（任意保険。補償金額については対人および対物無制限。）に加入しなければならない。

12 安全衛生

- (1) 本業務における安全衛生管理については関係法令を遵守するとともに常に安全衛生に関する指導と向上を図り、労働災害の防止と良好な作業環境の保持に努めること。受託者は本業務に必要な保護具を準備し、作業員はそれを正しく着用すること。
- (2) 工場の機械、電気及び建築設備等については本市が許可したもの以外の取扱いを禁止する。また工場施設内への立入りについても、委託者が許可した範囲を厳守すること。
- (3) 運搬車両の運行日には必ず始業・終業点検、危険予知活動を行い、常に安全に業務が遂行できるよう努めなければならない。各点検表は受託者が整理保管し、委託者が指示した場合、これを速やかに提示すること。
- (4) 運搬車両は西部環境工場及び環境センター敷地内は最徐行、工場周辺道路は徐行し、交通安全と周辺への騒音・振動等に十分配慮すること。

- (5) 受託者は定期的に安全教育等を実施し、委託者が指示した場合、速やかに提示すること。

13 その他

- (1) 焼鉄等の運搬・選別および選別残渣の保管・運搬の際は、飛散、流出、地下への浸透等を防止し、生活環境保全上支障のないよう業務を遂行すること。また汚水が生ずるおそれのある場合、公共の水域及び地下水の汚染防止措置をとること。
- (2) 本業務は本市の行う事業であることを深く認識し、市民に対し迷惑、不快となるような言動は厳に慎むこと。
- (3) 本業務従事者は業務中、業務従事者届に記載された内容を確認できる免許書等を携帯し、委託者が提示を求めた場合はこれに応じること。
- (4) 受託者は本業務履行にあたり、他の業務との別を明確にし、本業務以外の運搬物を混載しないこと。
- (5) 過積載を行わないこと。
- (6) 業務履行について不明な点や疑義が生じた場合は、速やかに委託者に照会し、その内容を適正に履行すること。
- (7) 本市施設内はすべて禁煙のため、その指示に必ず従うこと。
- (8) 西部環境工場敷地内および工場周辺は参考図面及び西部環境工場周辺使用経路図（別紙3）に従い通行すること。
- (9) 西部環境工場から搬出した焼鉄等は、原則として当月中に選別及び選別残渣の運搬まで完了させること。

別紙1

(参考値)令和8年度焼鉄等運搬・選別計画量

年	月	焼鉄等運搬・選別	有価物発生	選別残渣運搬	西部環境工場 運転計画など
		(t)	(t)	(t)	
2026年	4月	37.00	30.18	6.82	年次点検
	5月	29.00	23.66	5.34	
	6月	23.00	18.76	4.24	
	7月	28.00	22.84	5.16	
	8月	24.00	19.58	4.42	
	9月	33.00	26.92	6.08	
	10月	41.00	33.45	7.55	
	11月	33.00	26.92	6.08	
	12月	28.00	22.84	5.16	中間点検
2027年	1月	32.00	26.11	5.89	
	2月	31.00	25.29	5.71	
	3月	41.00	33.45	7.55	
合計	合計	380.00	310.00	70.00	

「車両基準」ダンプ

1 車両寸法

最大高さ 3.5m以下、巾 2.5m以下、最遠軸距≤各工場の計量台長 - 1.0m

荷台容量 6.5m³以上

2 最大積載量 8t 以上

3 総重量 25t 以下

4 車両構造 運搬中の飛散・流出を防止するため以下の仕様とする。

① 飛散防止 全面覆いを施すこと。（コボレーン又は専用全面シート張り）

② 流出防止 1) 荷台は、後あおり部と荷台の間に水漏防止（パッキン設置等）を施すこと。

2) 荷台は、後あおり部を除き水密構造とすること。

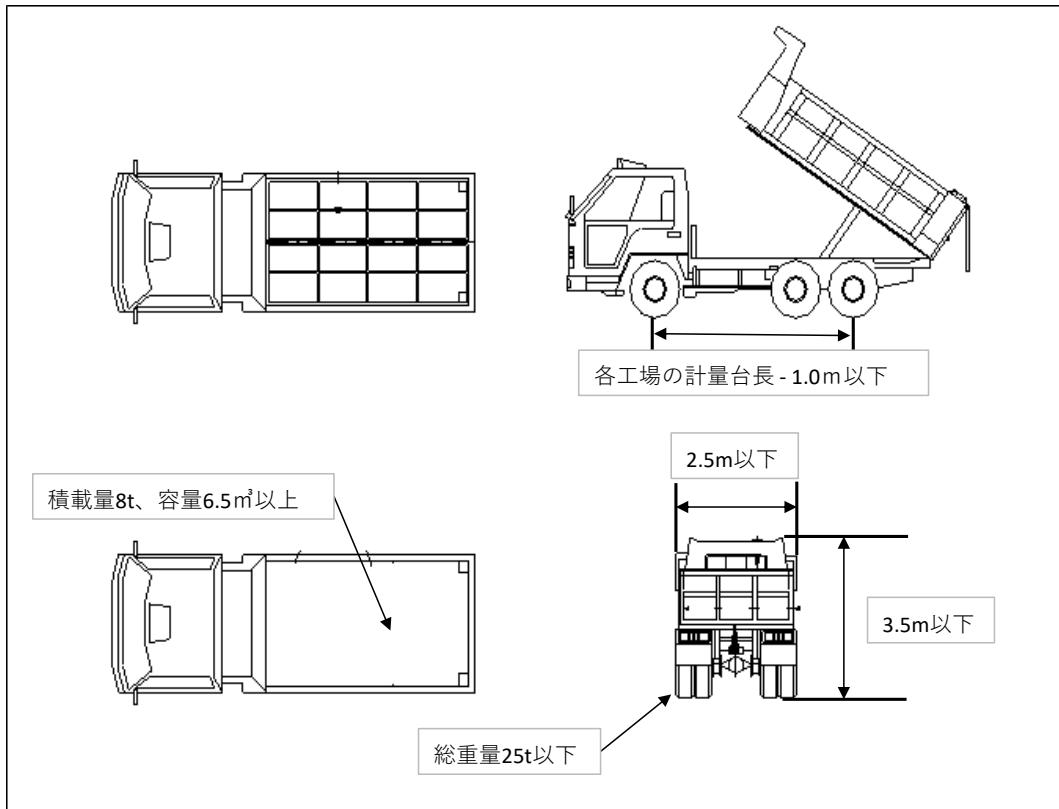
3) 高塩分焼却灰に対し、腐食対策を留意すること。

5 道路運送車両法等、関係法令に適合すること。

6 注記

・深あおりダンプ（通称「土砂禁ダンプ」）及び土砂ダンプ。

いずれも使用可能とするが、運搬回数から深あおりダンプが望ましい。



<参考> 各施設の計量台長

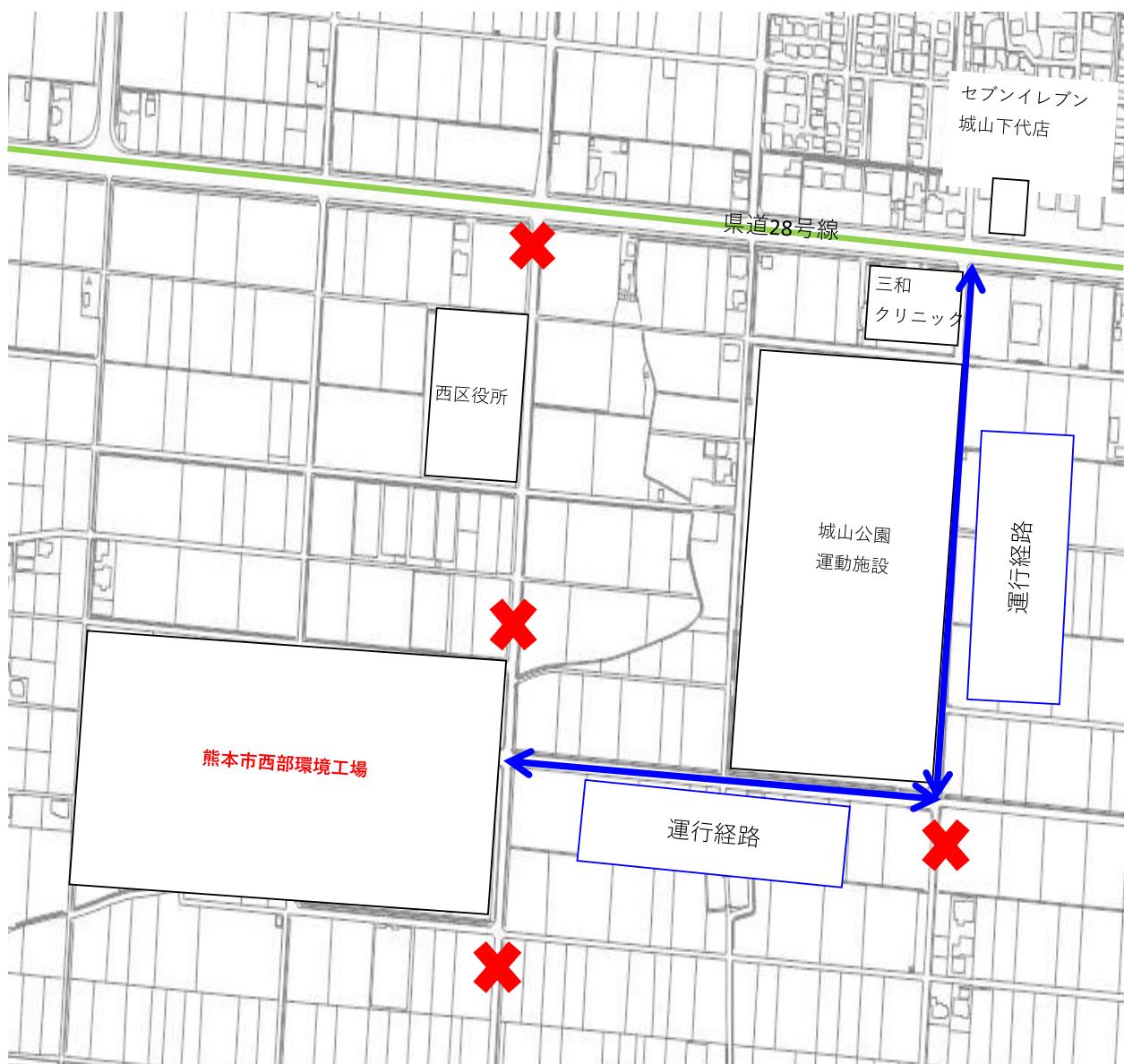
西部環境工場

8.0 m

扇田環境センター

12.0 m

西部環境工場周辺使用経路図



※工場周辺使用経路は、徐行すること。

業務従事者届

令和 年(年)月 日

熊本市長 大西一史様

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

業務委託に従事する者について、次のとおり届け出ます。

【運搬・選別業務従事者】

令和 年(年)月 日現在

No.	ふりがな 氏名	生年月日	担当経験年数 ^{※1}	従事区分 ^{※2}	免許等 ^{※3} (職務関連のみ)	備考 ^{※4}
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

【管理業務従事者】

令和 年(年)月 日現在

No.	ふりがな 氏名	生年月日	担当経験年数 ^{※1}	従事区分 ^{※2}	免許等 ^{※3} (職務関連のみ)	備考 ^{※4}
1					斜線	
2					斜線	
3					斜線	
4					斜線	
5					斜線	

【記入方法】

※1 担当経験年数欄には、受託後担当させようとする業務についての経験年数を記入すること。
(管理業務従事者の場合は、作業・運行管理等担当者としての経験年数)

※2 従事区分欄には、担当要員(通常、担当する業務に従事する者)、交代要員(通常、受託業務には従事しないが、作業員等の交代要員とする者)の別を記入すること。

※3 免許等欄には、職務に関係のある免許資格のみ記入すること。(自動車運転等)

※4 備考欄には、特記事項がある場合に記入すること。

(注)名簿提出後に、従事者の追加、削除等変更を行う場合は、速やかに市に届け出ること。

業務使用車両届

令和 年(年)月 日

熊本市長 大西一史 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

業務委託に使用する車両について、次のとおり届け出ます。

令和 年(年)月 日現在

No.	車両番号※1	最大積載量※2	使用形態※3	備考※4
1		kg		
2		kg		
3		kg		
4		kg		
5		kg		
6		kg		
7		kg		
8		kg		
9		kg		
10		kg		

※1 車両番号欄には、車両登録番号（例：熊本100あ****）を記入すること。

※2 最大積載量欄には、車検証に記載されている内容を記載すること

※3 使用形態欄には、常用車（通常使用する車両）又は予備車（専用又は兼用）の別を記入すること。

※4 備考欄には、特記事項がある場合に記入すること。

(注) 一覧提出後に、車両の追加、削除等変更を行う場合は、速やかに市に届け出ること。

緊急連絡届

令和 年(年) 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

下記のとおり、緊急連絡先を定めましたので、お届けいたします。

記

令和8年度(2026年度)西部環境工場焼鉄等選別業務委託(単価契約)

履行場所 熊本市西区城山薬師2丁目12番1号

履行期間 令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

現場責任者

事 故 状 況 報 告 書

報告日： 令和 年() 月() 日()

会社名：

担当者名：

電話番号：

事故発生日	令和 年() 月() 日() 時 分頃
事故の発生場所 (周辺地図)	
事故への対応状況	
乗務員の傷害等	無・有()
車両の損傷等	無・有()

(記入方法)

- 事故発生場所は、住所だけでなく、周辺の見取り図をつけてください。
- 事故への対応状況については、具体的に記入して下さい。

実績報告書
令和 年(年) 月分)

焼鉄等運搬・選別数量

回	日付	曜	重量(トン)	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
①焼鉄等運搬・選別数量計				

※計量票の写しを本報告書に添付し提出すること。

選別残渣運搬数量

回	日付	曜	重量(トン)	選別対象期間	備 考
1				~	
2				~	
3				~	
②選別残渣運搬数量計					

※計量票の写しを本報告書に添付し提出すること。

※選別対象期間とは、運搬する選別残渣が発生した期間を指す。

有価物買取数量(①-②)

トン

令和8年度(2026年度)西部環境工場焼鉄等選別業務委託(単価契約)に係る、

令和 年 月分の実績について、上記のとおり報告します。

令和 年(年) 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

有価物買取単価報告書

令和 年(年) 月 日

熊本市長 大西 一史 (宛)

所在地又は

住所

商号又は

名称

代表者職氏名

金額

¥

(消費税込み)

上記の金額を令和 年(年) 月分焼鉄等選別業務により発生する有価物1トンあたりの買取単価として報告します。

委託業務名 令和8年度(2026年度)西部環境工場焼鉄等選別業務委託(単価契約)

履行場所 熊本市西区城山薬師2丁目12番1号

【内訳】

名称	物価資料	① 年月号 価格
鉄スクラップ ヘビーH2	月刊 建設物価	

仕様書8-(2)より掛け率②: